

議案第 59 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 26 年 4 月 14 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

専決第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険税条例（平成16年伊賀市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。

第26条第1項中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同項第2号中「(当該納税義務者を除く。)」を削り、同項第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。